

日本政策金融公庫様向け「TKC会員事務所見学会」

平成28年4月6日(水)
於 西村税理士事務所

平成28年4月6日(水)に西村税理士事務所様において日本政策金融公庫豊岡支店様向け「TKC会員事務所見学会」が開催されました。日本政策金融公庫様からは豊岡支店の本岡豊支店長、潤井良幸課長代理、山本彰彦課長代理にご参加いただきました。冒頭、奥澤信之但馬支部長より、更なる連携に向けた取り組みとして、どのようにして信頼性の高い決算書が作成されているのか、そのために会員事務所は、どういった業務を行っているのかについてご説明いただきました。今回は、ディスカッションを中心に進めた結果、相互理解が深まったという感想を頂き、大盛況のうちに終わりました。

「税理士の使命」と「TKC会計人のスタンス」

真実性の担保、適正申告の実現、そして税理士業務の高水準確保等のためにTKC全国会が制定した一連の書類を作成できます。

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、**独立した公正な立場**において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

相手が誰であれ「正しいことは正しい、間違っているものは間違っている」というスタンスで業務を行っています。お客様や税務署の言いなりにはなりません。

税理士法第45条(脱税相談等をした場合の懲戒)

財務大臣は、税理士が、故意に、**真正の事実**に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止処分をすることができる。

2 財務大臣は、税理士が、**相当の注意**を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は1年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

TKC会計人は「月次巡回監査」をもって税理士法第45条の裏付けとしています。



西村税理士事務所
所長 西村和彦 先生

関与先情報のマネジメント

事務所内の管理体制には**OMS(オフィス・マネジメント・システム)**を活用しています。
OMSには「**関与先カルテ**」という関与先情報を一画面で確認できるツールがあります。月次決算によって積み上げられた正しいデータをもとに、ボタン一つで過去5期分の業績を比較できるので、お客様からの問い合わせにも即座に対応できます。また、経営改善計画策定支援事業(7000プロジェクト)で求められているモニタリングも、TKCの自計化システムFX2と継続MASによって支援しています。FX2からは、正しい数字から作成される「**銀行報告用資料**」や「**決算業績報告シート**」が印刷でき、金融機関様へ提出する資料として活用しています。

不意の来客時には、OMSの関与先カルテを活用し、関与先の財務状況の大枠を把握した上で、お話しをするようにしています。



OMS 関与先カルテ



西村税理士事務所
監査担当 渡邊 浩貴 様

黒字経営と適正申告を支援する「月次巡回監査」

自計化システムFX2を活用した**月次巡回監査**によって、月次決算を実施し、月次決算のデータを第三者機関である株式会社TKCに送信(伝送)することによって、月次決算後の**伝票の遡及訂正を禁止**しています。関与先企業の黒字経営と適正な申告の実現には、「**適時・正確**」な記帳が必要であり、そのためには関与先企業で伝票入力(自計化)をしなければなりません。月次決算体制の構築を支援することが会計事務所の大きな使命でもあります。そのために伝票作成のルールから領収書の管理方法など、関与先企業への**初期指導**が重要になってきます。いきなりすべてのことができる関与先企業はありませんが、徐々に会計に対する意識も高まってきます。月次決算を12ヶ月行い、決算まで完了すると**記帳適時性証明書**が発行されます。記帳適時性証明書は毎月の処理状況を含め、**税引き後当期純利益と決算書が一致**していることを証明しています。



TKC全国会HPIにアクセスし、記帳適時性証明書の発行日と発行番号を入れることで企業の処理状況を確認できます！！



「書面添付」の意義

書面添付の実施割合は申告全体の7%ほどです。書面添付は**税理士の職をかけた証明**となるので初期指導から月次巡回監査、月次決算がきちんとできていなければなかなかできません。それだけ価値のある書面添付、実は申告書に提出有無のチェック欄があります。「税理士法第33条の2の書面提出有」に〇が入っていれば、書面添付をしていることとなります。書面添付がある申告書は税理士が自信を持って「間違いなし」と証明しているものなので、そこに記載されている数字は信頼してください。

日本政策金融公庫様からの質問・感想

・TKCの決算書について詳しく教えてください。

→(西村税理士事務所・渡邊様より)

TKCマークの下に決算書に付した番号が印字された決算書が正しい決算書です。**一方で番号が印字されない決算書も存在します。最終確定していない状態で決算書を印刷した場合は、番号が印刷されないようにシステムが出来上がっています。今後は是非、TKCマークだけでなくその下にある番号の印字についても着目いただきたいです！！**

・会計事務所の業務について理解を深めることができました。

(日本政策金融公庫・本岡豊支店長より)

交流会に参加する前までは、事務所が会計ソフトや給与ソフトを使って関与先企業に書記指導をしているというイメージすらありませんでした。**30年間の勤務の中で、初めての見学会参加であり、大変勉強になりました。**

見学会風景

